

民主党岩手県総支部連合会

代表代行 菊池長右工門 様

要 請 書

平成 23 年 7 月 7 日

岩 手 県 農 業 会 議

会 長 佐々木 正勝

東日本大震災被害に関する復旧・復興対策の要請について

東日本大震災から4ヵ月が経過した。被災農地は土砂やがれきの堆積などにより依然として混然とした状況にある。

国においては、第1次補正予算並びに特例措置などにより復旧を中心とした対策が実施されたが、今後、1日も早い復興を図る観点から、さらに充実強化が図られるべきもの、新たに講じられるべき対策等について下記のとおり強く要請します。

記

1 農地・農業用施設の整備等に向けた支援について

(1) 東日本大震災農業生産対策交付金

農業共同利用施設の整備、農業機械等の導入について交付率を引き上げること。

特に、世界的な需要の増大や復興需要などによる資材高騰に対応して、生産資材の購入に対する交付割合の引上げを図ること。

また、本県沿岸部の実情に即して機械の利用面積などの事業採択要件を緩和すること。

(2) 農地・農業用施設災害復旧事業

地盤沈下した農地や用排水路等の早期復旧、浸水した農地の塩分除去について全額国庫負担で行うなど、国の負担率の引上げを図ること。

また、被災した農地・農業用施設を含む、すべての農業生産基盤の早期復旧に向け、国庫補助対象を1箇所工事費が40万円未満の小規模災害にも対応するとともに、国庫負担割合、起債充当率等の取扱を40万円以上の災害と同様とすること。

2 二重債務問題の解消について

農地、施設、機械、家畜等の農業経営資産を失った被災者が経営を再開するためには、過重な二重債務が大きな支障となっている。政府においては追加対策として債権買取を検討しているが、中小企業を対象としたものとなっているので、農業者についても被災状況に応じて選択できる抜本的で多様な対策を講じること。

3 土地利用制度の弾力的な運用等について

被災地の復旧・復興にあたって、新たに施設等を整備する場合、農業振興地域整備計画の農用地域や都市計画区域の土地利用区分等の変更及び農地転用許可などの手続きを経なければならないが、所管部局が異なる等により、長時間を要する状況にあるので、各個別法の調整手続きの一元化等による簡素化や迅速化を図ること。

4 将来展望に立った復興について

津波により農地が流失し、また農業用施設が全壊するなど壊滅的な被害を受けたところは、単に原形復旧に止まらず、農業者が再建意欲をもって取り組むことができるよう、再生可能エネルギーの活用や新技術の導入等による園芸・畜産の団地形成及び6次産業化に必要な施設用地の造成、施設・機械等の整備など、創造的・発展的な改良復興について国の全面的な支援対策を講ずること。

また、地域農業は、長い間築きあげてきた農村コミュニティ（結い、農村文化など有形・無形の資産）のうえに成り立つものであるので、ゾーニングなどによる復興支援を行う場合には、こうしたことに十分配慮すること。

5 畜産経営への支援について

震災により発生した燃料や飼料不足による生乳の廃棄、家禽の死亡等の被害を被った畜産経営を支援するため、損失補填制度を創設すること。

また、牧草の放射性物質の調査の結果、現在、7市町村の13エリアで牧草の利用自粛と放牧の見合わせが県から要請されており、大家畜経営に大きな影響を及ぼしているので、東京電力株式会社による賠償が速やかに行われるよう支援すること。

6 納税猶予農地の特例措置について

農地潰廃、浸水等の震災被害で経営再開が困難に陥った納税猶予対象農地について、将来、耕作の意志がある場合には経営廃止や耕作放棄とみなさず猶予期限の確定は行わないこと。

平成24年度予算概算要求に関する提案について

当会議においては、本年度から市町村農業委員会と一体となって、新たに「地域の農地と担い手を守り活かす運動」を展開したところである。この運動は、本県農業の再生とあわせて、被災地農業の早期復興の両面から取り組もうとするものであるが、これは、国の政策推進指針において「日本再生が東日本復興を支え、東日本復興を日本再生の先例に」との考えを一にするものである

つきましては、この実現に向けて、特に被災地農業の復興をはじめ、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成等の観点から諸対策を講じられるよう、下記のとおり提案します。

記

1 震災関係事業の継続実施等について

震災対策として措置された東日本大震災農業生産対策交付金、被災農家経営再開支援事業、農地・農業用施設災害復旧事業等については、被災地の復旧状況に応じ、平成24年度以降も継続して実施すること。

また、被災地の農業再建を図るためには、地域の特性や資源を最大限に活用し、創意工夫による特色ある産地形成や6次産業化、経営の多角化が極めて重要であるので、生産・加工・流通分野との連携などによる新たな取組みを促進するための、自由度の高い「被災地農業再建プロジェクト事業（仮称）」を創設すること。

2 農業委員会等交付金の拡充について

市町村合併により農業委員が大幅に減少し、また、財政のひっ迫等から事務局職員も減員や兼務化の実態にある。

こうした中で、改正農地法等が施行され、農業委員会に毎年度、全ての農地の利用状況調査が義務づけられるなど、業務が質・量ともに増大していることから、農業委員会事務局の体制強化のための交付金を拡充すること。

3 農業者戸別所得補償制度の恒久化と担い手への農地集積等推進について

本制度は、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業者にインセンティブを与えることにより、国内農業の再生や食料自給率の向上に一定の成果をあげているところであり、今後もこの制度が恒久的に実施されるよう、十分な予算の確保と法制化を図ること。

また、同制度において、本年度から新たに規模拡大加算や農地再生利用加算が措置されたところであるが、地域の実態に応じて、より効果が確保されるよう対策の充実強化を図ること。

4 耕作放棄地再生利用対策の拡充について

我が国の食料自給率の向上を図るうえで、食料の生産基盤である農地の確保と有効利用が重要である。

このため、国は、耕作放棄地の再生・利用を促進する必要から、耕作放棄地再生利用対策を講じているところであるが、耕作放棄地の発生要因や荒廃状況等は地域によって様々であり、引き受け手の確保や土地所有者との調整等に時間を要している。

こうした状況を踏まえ、耕作放棄地の再生・利用の一層の促進に向け、農地情報の収集による利用調整や引き受け手の掘り起こしなど広域的な視点に立った産地づくり活動を行うコーディネータの設置など、地域の創意工夫によるきめ細やかな取組ができるよう、耕作放棄地再生利用対策のソフト活動の拡充と予算の確保を図ること。

5 認定農業者制度の位置づけの明確化と担い手支援対策の再構築について

本制度は平成5年に発足し17年を経て、全国で25万経営体、本県においても数多くの認定農業者が認定され（8千3百経営体）、意欲ある多様な担い手の中核をなし、本県農業の要となっている。こうした中、先の行政刷新会議「規制仕分け」を受け、本年度、制度が見直しされることとなっているが、現在、認定農業者にな

っている農業者の意欲や経営に支障のないよう配慮するとともに、本制度を改めて「産業としての農業」の確立するための基本政策として明確に位置付けること。

また、認定農業者のマネジメントスキル向上のため、簿記記帳から経営分析までの計数管理能力の向上や農業経営の法人化、農業者の自主的な相互研さん・交流活動への支援など、担い手対策を再構築すること。

6 農地・水保全管理支払交付金の充実について

「農地・水・環境保全向上対策」は、平成 23 年度から環境保全対策を切り離して、集落共同での資源保全の取組に特化し、「農地・水保全管理支払」に変更された。

これにより、これまでの農地・農業用水等の地域資源の日常の保全管理活動に加え、集落よる水路や農道等の補修・更新などの長寿命化に向けた活動に対して新たに支援するものであり、極めて有効な制度であることから、その恒久化を図るとともに十分な予算の確保を図ること。

7 鳥獣害対策について

鳥獣による農作物被害が農業者の生産意欲の減退を招き、農地が耕作放棄地化する大きな要因となっているおり、この対策として、鳥獣被害緊急総合対策が講じられたが、更に充実強化を図ること。

また、狩猟者の高齢化などにより、猟友会会員が減少し、鳥獣捕獲に必要な要員確保が困難な状況にあるので、その確保・育成に向けた対策を講ずること。

8 TPPについて

去る 5 月に閣議決定された政策推進指針において、TPP 協定交渉参加の判断時期については総合的に検討するとして先送りとなったが、今般の大震災により、我が国における食料安全保障の重要性がさらに明らかになったところであり、また被災地農業の復興に支障をきたさないためにも、参加検討の方針を撤回すること。